

国立大学法人岡山大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項

平成18年12月20日
学 長 裁 定

改正 平成22年3月29日

改正 平成23年3月31日

改正 平成24年3月30日

改正 令和2年12月25日

(目的)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）における建設工事を除く物品の購入及び製造、役務その他の契約（以下「購入等契約」という。）に関し、取引停止その他の措置を講ずる必要が生じた場合の取扱いについて必要な事項を定め、契約事務を適正に行うことを目的とする。

(定義)

第2条 この要項において「取引停止」とは、一般競争契約における競争参加の停止、指名競争契約における指名停止及び随意契約における業者選定の停止をいう。

(取引停止の措置)

第3条 学長は、建設工事を除く一般競争参加資格を有する者及びその他の者（以下「業者」という。）が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当する場合は、情状に応じて別表各号及びこの要項の定めるところにより期間を定め、購入等契約に係る業者の取引停止を行うものとする。

(取引停止に係る特例)

第4条 業者が事案により別表各号の措置要件の二以上に該当した場合は、当該措置要件ごとに規定する期間の短期及び長期の最も長いものをもってそれぞれ取引停止期間の短期及び長期とする。

2 業者が取引停止の期間中又は当該期間の終了後3年を経過するまでの間に別表各号の措置要件に該当することとなった場合における取引停止の期間の短期は、当該各号に定める短期の2倍の期間とする。

3 前項のうち、取引停止の期間中に措置要件に該当することとなった場合の取引停止の始期は、当初の取引停止期間終了日の翌日とする。

4

学長は、取引停止の期間中の業者が当該事案について責を負わないことが明らかとなった場合は、当該業者について取引停止を解除するものとする。

5 学長は、取引停止の期間中の業者であっても、当該業者からでなければ給付を受けることができない等の特別の事情があると認められる場合は、当該事案に限り取引の相手方とすることができるものとする。

(指名等の取消し)

第5条 学長は、取引停止された業者について、現に、競争入札の指名を行い、又は見積書の提出を依頼している場合は、当該指名等を取消すものとする。

2 学長は、すでに入札書又は見積書（以下「入札書等」という。）が提出され開札等に至っていない場合は、入札書等の受理を取消すものとする。

(取引停止措置等の通知)

第6条 学長は、第3条の規定による取引停止、第4条第4項の規定による取引停止の解除及び第5条の規定による指名等の取消しをしたときは、別紙様式の「取引停止措置(解除)通知書」に必要事項を記載し当該業者に対し遅滞なく通知するとともに、部局長に対し当該取引停止等について、同通知書の写しを添付し通知するものとする。

(取引停止期間中の下請等)

第7条 学長は、取引停止の期間中の業者が本学の契約に係る製造等の全部又は一部を下請することを認めないものとする。ただし、当該業者が取引停止の期間の開始前に下請している場合は、この限りではない。

(警告又は注意の喚起)

第8条 学長は、取引停止を行わない場合において必要があると認めるときは、当該業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができるものとする。

(雑則)

第9条 この要項に定めるもののほか、取引停止に関し必要な事項がある場合は、別に定める。

附 則

この要項は、平成18年12月20日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年12月25日から施行する。

別 紙

取引停止措置（解除）通知書

文書番号
年 月 日

住所
称号又は名称
代表者氏名 殿

国立大学法人岡山大学
学 長 ○ ○ ○ ○

下記理由により貴社（殿）を取引停止（解除）しましたので、通知します。

記

1. 取引停止（解除）

取引停止措置期間： 年 月 日～ 年 月 日（ か月間）
取引停止解除期日： 年 月 日

2. 事実概要

3. 取引停止措置（解除）の理由

4. 提出済の入札（見積）書等の取扱い

取引停止措置期間が契約日となる契約は行わないため、すでに提出済の入札（見積）書等 は無効とし、当該指名等を取消します。

○問い合わせ先

国立大学法人岡山大学
財務部契約課長 ○ ○ ○ ○ TEL :

別 表

取引停止の措置基準

措 置 要 件	期 間
<p>(贈賄)</p> <p>1 次の(1), (2)又は(3)に掲げる者が本学の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され,又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 業者である個人又は業者である法人の代表権を有する役員(代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」という。)</p> <p>(2) 業者の役員又はその支店若しくは営業所(常時購入等契約を締結する事務所をいう。)を代表する者で, (1)に掲げる者以外の者(以下「一般役員等」という。)</p> <p>(3) 業者の使用人で(2)に掲げる者以外の者(以下「使用人」という。)</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>4か月以上12か月以内</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p>
<p>2 次の(1), (2)又は(3)に掲げる者が国の行政機関及び独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報に関する法律(平成15年法律第59号)第2条に規定する法人をいう。)(以下「国等の機関」という。)の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され,又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(1) 代表役員等</p> <p>(2) 一般役員等</p> <p>(3) 使用人</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上9か月以内</p> <p>2か月以上6か月以内</p> <p>1か月以上3か月以内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>3 本学との契約に関し,私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反し,契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p>
<p>4 国等の機関との契約に関し,独占禁止法第3条又は第8条第1号に違反し,契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>当該認定をした日から</p> <p>1か月以上9か月以内</p>
<p>(談合等)</p> <p>5 代表役員等,一般役員等又は使用人が,本学との契約に関し,刑法(明治40年法律第45号)第96条の6に規定する談合又は競売入札妨害(以下「談合又は競争入札妨害」という。)の容疑により逮捕され,又は逮捕を経ない</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から</p> <p>3か月以上12か月以内</p>

措 置 要 件	期 間
<p>で公訴を提起されたとき。</p> <p>6 代表役員等，一般役員等又は使用人が，国等の機関との契約に関し，談合又は競売入札妨害の容疑により逮捕され，又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>7 前各号に掲げる場合のほか，業務に関し不正又は不誠実な行為をし，購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>8 前各号に掲げる場合のほか，本学が実施する市場調査に関し不誠実な行為をし，又は本学が実施する入札において本学が実施した市場調査に反して不誠実な行為をしたと認められるとき。</p> <p>(その他)</p> <p>9 前各号に掲げる場合のほか，代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され，又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣言され，購入等契約の相手方として不適當であると認められるとき。</p> <p>10 前各号に掲げる場合のほか，特別の事由があると認められるとき。</p>	<p>逮捕又は公訴を知った日から 1か月以上12か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>当該認定をした日から 1か月以上9か月以内</p> <p>必要があると認められる期間</p>